

**やってられん!!**

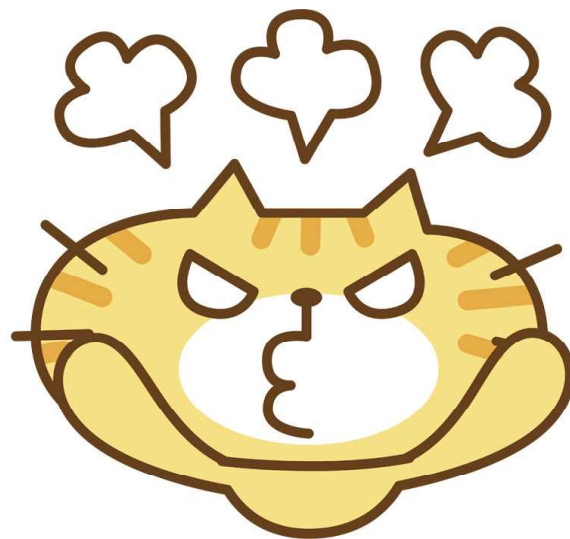
**2021年春、公立学校の先生は  
残業代ゼロのまま、**

**11時間勤務**になるかも!

**臨時国会で審議入りしてしまった!**

**一年単位の変形労働時間制**

— 怒りを忘れた教員たちよ  
これでも怒らないのか? —



**知多地方教職員労働組合**

今秋の臨時国会で給特法の「改正法案」が提出され、一年単位の変形労働時間制の導入が審議されています！法改正されてはたいへん！！ 反対の意思を示しましょう！！

## 1、一年単位の変形労働時間制って何？

授業のある月は「繁忙期」として勤務時間を長くしてOK。夏季休業中などの長期休業中はあまり忙しくない「閑散期」として勤務時間を短くしてOK。そうやって、年間で平均した週あたりの労働時間が40時間を超えないようにする制度のことです。

特に学校の長期休暇期間に勤務を柔軟にして休みを取りやすくすることが狙いの一つといわれています。

たとえば日々の通常日程のなかで、勤務時間が1時間延長する場合は週に3日や4日あるようなイメージになります。10時間が上限なので、もっとのびる日ができるのも可能です。

厚生労働省の説明では・・・

- 1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度。
- 1日の労働時間の限度は10時間、1週間の労働時間の限度は52時間。
  - ※対象期間が3ヶ月を超える場合は、48時間を超える週は3ヶ月で3回まで
- 連続して労働させる日数の限度は6日まで
  - ※特定期間（特に業務の繁忙な期間）には1週間に1日の休日が確保できる日数（実質連続12日まで）（…月火水木金土日月火水木金で連続12日か）
- 対象期間中全ての期間の労働日及び労働日ごとの労働時間を定める方法と、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分して、各期間が始まるまでに期間内の労働日及び労働日ごとの労働時間を定める方法がある。
- 地方公務員については、地方公務員法第58条第3項により適用除外とされている。
- 国立大学付属学校については、全56の国立大学法人のうち、50法人（89.3%）で導入されている。（文部科学省調べ）

等

（※現行の法制度ではできないのに、あえて検討するこの乱暴さ。法改定を念頭に置くのか。）

名古屋大学附属高校は、すでに一年単位の変形労働時間制が導入されています。年間計画表のなかに、毎日毎日の勤務時間が書いてあるのです。守れますか?????



たとえ、夏休みだけ、休みがたくさん取れても、授業のあるフツの日の勤務時間が長くなっちゃ、日々ヘトヘトです！！

たとえば土日に寝るだけ寝て、あとの日は睡眠時間3時間だけしかダメってなったら、それって無理でしょ！！ 熊じゃあるまいし。(熊でもムリ)

**Q** 厚労省は1日につき10時間までっていつてるのに、表紙には11時間勤務って書いてあるよね。どういうこと？

**A** 現行の7時間45分の勤務では、休憩時間は45分を取ることになっています。しかし、どうですか？45分の休憩を取れていますか？

今のままでは、休憩中に誰かが業務を代わってくれる体制がないので、子どもたちが学校にいれば、休憩は取れませんよね。

だから、

$7:45$ （実質勤務）＋ $0:45$ （休憩のはず分）＝ $8:30$

8時間30分連続して勤務しているのが現状です。

さて、もし、勤務時間が上限いっぱいの10時間になったならば、管理者は休憩を1時間取らせなければなりませんので（8時間の勤務から、休憩は1時間となります）、休憩時間が実質取れないとすると、

$10:00$ （実質勤務）＋ $1:00$ （休憩のはず分）＝ $11:00$

11時間連続勤務があり得るのです！ 8時間労働制はどこへ行った？

しかも、**給特法の、時間外手当は支給しない**ということはそのまま。つまり、4%の教職調整額（月8時間程度の残業代に相当）だけで、あとは



**ただ働き！！**

**ブラック過ぎる！**

#### 休憩とは・・・

勤務時間に入っていない時間のこと。基本的に、どこで何をしてもいい時間です。しかし、学校現場では、児童生徒が校内にいるので

「先生～、腹が痛い・・・」

「先生～、〇〇君と△△君がケンカしています！」

「先生～、明日の授業の持ち物はなんですか？」

などと言ってきたら、私たちは対応しますよね。たとえコーヒーを一杯飲んでいたとしても、いざとなればすぐ対応する時間のことを「手待ち時間」と言って、これは勤務時間になるのです。

しかも、休憩は一斉に取ることになっています。ですから子どもたちがいれば、休憩は取れませんよね・・・。

ほら、一般の会社では昼休憩に会社の外にお昼ご飯を食べに行ったりしますよね。弁当もちの人は昼食後の残りの時間にテニスしたり、本を読んだり…そういった時間は教員にはありません。

## 2. ほかに、何が問題なのか？

Q 今の働き方だって長時間労働にかわりないし。結局あまりかわらないんじゃないの？逆に夏休みの休暇が増えるなら、まあいいんじゃない？

A 確かに現在の働き方も、業務量が多くて、勤務時間（7時間45分）はとても守れないし、管理職や教育委員会も分かっているながら放置しているよね。それでも働き方改革が叫ばれる中、超過労働が長くて、「早く帰って」と言わざるをえない状況に追い込まれています。

もし、一年単位の変形労働時間制が導入されたら次のような問題点があります。

（①②などの番号は、便宜的につけただけで、ことの重要さの順ではありません。）

### 問題点①

勤務時間が長くなれば、職員会議や学年会議の時間が延びる恐れがあります。勤務時間内なのだから慌てなくてもすみますから。

授業準備など自分の仕事は、その後になりますから、後へ後へと仕事が後の時間に食い込んで行くことになります。多忙化に拍車がかかります。

### 問題点②

部活動指導がボランティア的な扱いでなく、正式な勤務になる恐れがあります。勤務時間に指導できるように体制を設定すれば。

今は、部活動は、勤務時間を優に超える活動であることから、（一応）教員に強制はできません。校長や担当係の人から「顧問を引き受けて欲しい」と頼まれれば、内心（できたらやりたくない）と思っても引き受けざるを得ない先生もおられることでしょう。しかし、部活動指導時間が勤務時間内に収まってしまう様な労働時間に設定されれば、場合によっては顧問をすることを「命令」とする校長も出るやもしれません。

部活動指導を目一杯やって、その後自分の仕事をすれば、やはり長時間労働になります。



### 問題点③

結局、一年単位の変形労働時間制では、長時間労働を解消するどころか、加速させてしまう恐れが大きいのです。教員の置かれた、矛盾だらけの労働環境は一向に改善されません！

### 問題点④

では、夏季休業中は本当に休めるのか、といえばそうもならないでしょう。日頃できなかった仕事や、2学期にやることを準備して仕事を進めれば、結局夏休み中にやることも多く、部活動指導や研修やあれやこれやで、結局夏休みの忙しさは変わらない恐れがあります。それに、えい！年休をいっぱい取るぞ！と思えば、今だって取れるので、わざわざ労働体制を変える必要はありません。結局、通常の勤務時間が長くなるだけ・・・



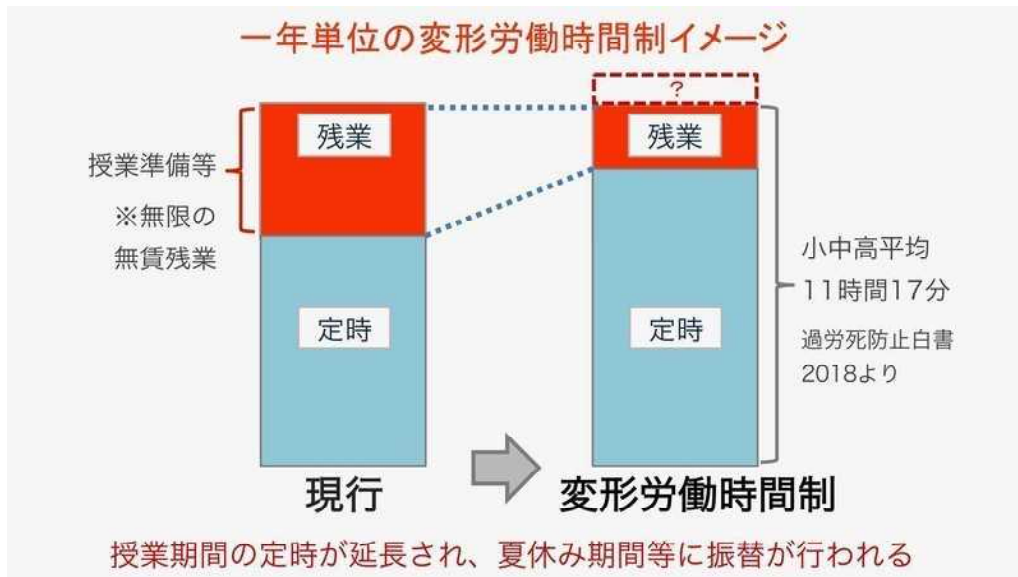


## 問題点⑤

勤務時間が長くなれば、保育園にお迎えに行かなくてはならないお母さん先生で、勤務時間終了ですぐに帰らなくてはならない先生は、**今と同じ時間に帰るには年休を取らなくては帰れません**。育児や介護に時間が必要な先生は、たいへん働きづらくなります。職を離れざるを得ない状況に追い込まれるかもしれません。

## 問題点⑥

超過労働時間が見かけ上減るので、「多忙化解消に役立った」というごまかしになります。



(change.org のサイト 現職教員 斎藤ひでみさんの訴えより)

たとえ、退校時間が変わらなくても、勤務時間が延びているので、残業時間が減ったことになり、**超過労働が「減った」**ことになるのです。**労働時間は変わらないのに！**

## 問題点⑦

このような働き方をしていれば、今でさえ、**療養される先生が多くなっているのに、さらに増える恐れがあります**。また、「こんなにブラックな仕事ははいや」と**職を離れた**り、**また教員志望の若者が減って**しまっています。これは日本の教育全体の未来に対してたいへんな痛手です。今ですら、教員のなり手が少なく「先生がない」ことが日本中の問題になっているのに！

### 右図

教育現場の人手不足が全国的な課題となる中、千葉市内の学校で「求人チラシ」が学校で配布されたとして、SNS 上で注目を集めています。

パートタイムの職が学校の先生、しかも担任…もはや教員不足もここまで来たか。

**令和元年度 千葉市講師登録のご案内**  
～子どもたちの成長のために一緒に働きませんか～

勤務先の種類	必要資格	主な業務内容
小学校講師	中学校教員免許状	担任、少人数指導、学習指導
中学校講師	中学校教員免許状	担任、教科担任、学習指導
特別支援学校講師	特別支援学校の教員免許状	担任、担任補助
養護教諭	養護教諭免許状	児童生徒の保健管理、学校保健衛生の管理
学校栄養職員	栄養士免許証	給食管理、給食準備
学校事務職員	特になし	学校事務全般（庶務、総務管理など）
副校長	特になし	学校事務の調整

※特別支援学校（小・中学校）、中学校（中学校）、養育院（養育学校）の他講師有資格の氏

<勤務時間>（概ね応じます）

- 常勤講師（週5日・38時間45分勤務）  
産休・育休期間中の代替講師など
- 非常勤講師（週2～5日勤務）  
経験教員補助講師（週3日以内・10時間以内の非常勤講師）  
少人数指導のための非常勤講師（週2・9時間以内）

**◆常時募集しています◆**

※本年度内に勤務できる方を厚めています。  
※資料請求可能な方も登録可能ですので、ご連絡ください。  
※教員免許生等についてもお問い合わせください。  
※詳細情報は特にお知らせしません。

【問い合わせ】千葉市教育委員会 教育総務部 教務課員 人事課  
TEL 043-245-5931 FAX 043-245-5987  
所在地 千葉市中央区問屋町1-35 千葉市トライアット9F-11 号

こちらで検索 ▶ **検索** **千葉市 講師登録**

## 問題点⑧

労働基準法では、一般に労働者代表との協約（ア：対象労働者の範囲、イ：対象期間、ウ：特定期間【特に業務の繁忙な期間】、エ：労働日及び労働日ごとの労働時間、オ：労使協定の有効期間、の5点）を締結し、労働基準監督署に届けることになっています。しかし、教職員を含む公務労働者には協約締結権やストライキ権などの**労働基本権を制約したまま導入を検討しているのです。先生は、権利なさ過ぎ!!**

## 問題点⑨

一年単位の変形労働時間制は地方自治体の判断により導入することができるような制度改正としています。**勤務時間管理の責任を地方自治体や校長に押しつけて、国による抜本的な解決を遠ざけています。**

管理職は、様々な働き方の職員の勤務時間管理が生じ、てんやわんやになるでしょう。

## 3、私たちが求める法改正はこれだ！現場の声を聞け！！

- ① 給特法を改正するなら、真っ先にやるべきは  
「時間外勤務手当」「休日勤務手当」をつけること 教育に金を！

**ただ働きはイカンでしょ!!**

- ② 教職員の定数改善を抜本的に行うこと  
先生の数を増やすこと 教育に人を！
- ③ 破綻した教員免許制度は廃止すること
- ④ 特別の教科・道徳を廃止すること

## 4、多忙化解消のための手立てを具体的に取れ！

- ① 教員がやらなくてもよいことを、誰がやるのか明確にすること
- ② 思い切った業務の縮小削減をすること
- ③ 全国学力状況調査を廃止すること その費用を他にまわすこと

さあ、議論しよう！何ができる？